



定 款

非営利型一般社団法人
国際支援学舎 Umbilical Cord

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人国際支援学舎 **Umbilical Cord** と称する。

(通称)

第2条 当法人は、一般社団法人として収益を構成員に分配することなく、社会的資源の活用を通じ公益性の高い社会的課題の解決を主たる目的とすることから、対外的には「**NGO Umbilical Cord**」の名称を通称として用いることがある。

(主たる事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

2. 当法人は、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第4条 当法人は、発達特性、境界知能、不登校、社会的孤立、文化的背景などにより困難を抱える子ども・若者・家族・地域に対し、福祉・教育・就労・文化・環境など多分野にわたる支援と共創を行い、多様な個性・経験が社会で生きる共生社会の実現を目的とする。

1. 制度に基づく公的支援事業

- (1) 児童福祉法に基づく障害児相談支援・障害児通所支援事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
特定・一般相談支援事業、及び地域生活支援事業、並びに障害福祉サービス事業
- (3) 国・自治体・教育機関・医療機関・民間団体等との契約・協定・共同・受託事業
- (4) その他、制度外支援及び基準該当支援並びに第1種・第2種社会福祉事業の全て

2. 地域共創・共育に関する支援活動

- (1) 家庭・学校・地域が協働する共育型居場所、学び場、コミュニティ拠点の企画・運営
- (2) 外国にルーツを持つ家庭や多文化背景を有する住民への生活支援、学習支援、地域定着支援
- (3) 防災・防犯教育、安全巡回、警戒同行・身辺保護支援・危機介入等の安全確保護衛支援
- (4) 不登校、ひきこもり、学習困難等への居場所作り、学習支援、キャリア探究・就労準備支援
- (5) 児童虐待、非行、被害等に対する予防・保護・回復支援及び関連法令に基づく支援活動
- (6) SDGs・環境教育に基づく体験学習、自然・動植物・地域資源を活かした社会教育活動

3. 個性尊重と社会的自立を促す人材育成に関する支援活動

- (1) 子ども・若者・支援者等による共学・共育・共働・共生の実践機会の創出と支援活動
- (2) 探究学習・多様な視点の交流を通じた社会的価値の創出、共創型プロジェクト企画・伴走支援
- (3) 資格取得、キャリア形成、スモールビジネス・起業等にかかる実践型育成及び社会参画支援

4. 価値の循環と社会実装に関する支援活動

- (1) 活動成果や人材育成の実践を活かした事業・団体・法人の創出及び雇用・収益化の支援
- (2) 団体・企業・自治体等との連携による地域資源共創型社会実装モデルの構築と推進支援
- (3) 当法人が設置・支援する拠点・団体・法人等を包含したネットワーク形成及び協働支援
- (4) 衣食住・ICT・SDGs など、日常生活に関連するプロダクト等の企画開発・販売・事業化
- (5) その他、前各項に附帯又は関連する一切の支援活動及び事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(用語の定義と区別)

第6条 本定款において、「社員」とは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に基づき社員総会の構成員として議決権を有する者を指す。また、「会員」とは当法人の目的及び活動に賛同し、支援・協力の意思をもって参加する者を指し、社員総会等における議決権を有しない。なお、社員と会員は法的地位及び権限が異なるものであり、混同を避けるため、各制度の詳細は第5章に定める。

第2章 社員

(入会)

第7条 当法人の目的に賛同し、入会した者を社員とする。

- 2. 社員となるには、当法人所定の様式による申込みを行い、代表理事の推薦を受け、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を払う義務を負う。

- 2. 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 社員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対し書面にて通知するものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由がある場合には、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第11条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称、及び住所を記載した社員名簿を作成する。また、社員名簿は、電磁的記録により作成・保管することができ、個人情報保護法に則って管理される。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)、並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

- 2. 社員総会の開催通知、資料送付、議案提出、意思表示、その他一切の手続は、電子メール等の情報通信技術を用いた手段により、行うことができる。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 一般法人法第49条第2項に基づく特別決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって行う。

(議事録)

第20条 法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した社員がこれに署名、又は記名押印する。また、議事録は、電磁的記録により作成することができ、署名又は押印に代えて、電子署名をもって代替することができるものとする。

第4章 役員

(役員及び定数)

第21条 当法人に、次の役員を置く。ただし、監事を置くか否かは任意とする。

- (1) 理事：1名以上
- (2) 監事：2名以内

2. 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事は、理事の互選により選任する。

3. 監事は、当法人又はその子法人の理事、又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を総括する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事若しくは監事が欠けた場合、又は定款で定める員数を欠いた場合には、退任した理事又は監事は、新任者が就任するまで職務を行う。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

2. 監事を解任する場合には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬その他職務執行の対価として受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、あらかじめ社員総会においてその承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人が理事の債務を保証すること、その他当法人と理事との間の利益相反取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく社員総会に重要な事実を報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、一般法人法第113条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に定める範囲で社員総会の決議により免除することができる。

2. 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事(業務執行理事又は使用人を除く)又は監事との間で責任限定契約を締結することができる。ただし、その限度額は、当該事業年度の役員報酬等の合計額又は300万円のいずれか高い額とする。

第5章 会 員

(会員の定義)

第30条 当法人の「会員」とは、当法人を構成する「社員」とは異なり、一般法人法に基づく議決権を有する構成員ではない。「会員」は、当法人の目的及び活動の趣旨に賛同し、支援の意思をもって協力する者をいう。

(会員の種別)

第31条 当法人の会員は、その支援形態に応じて、次の種別に分類される。

- (1) **名誉会員**：当法人の理念に深く理解を示し、特に顕著な功績又は貢献のあった者
- (2) **応援サポーター会員**：地域や日常で理念を理解し、見守りや連携を通じ支える個人
- (3) **アンバサダー会員**：広報・周知・共感発信を通じ、活動や理念を社会に伝える個人
- (4) **アドバイザー会員**：専門的知見や人脈を活用し、実務・連携において支援を行う個人
- (5) **協賛個人会員**：当法人に対し、資金・物資・人材・空間等の提供にて支援を行う個人
- (6) **協賛法人会員**：当法人に対し、資金・物資・人材・空間等の提供にて支援を行う法人

(会員の入会)

第32条 会員として入会を希望する者は、当法人の理念に賛同し、所定の方法、又は当法人のWEBサイト・クラウド管理システム等の電磁的方法により申し込むことができる。

2. 入会を希望する者への入会の承認は、代表理事がこれを行う。

3. 会員は、年齢、職業、居住地等を問わず、誰でも申込みが可能とし、人種、信条、性別、障害等により正当な理由なく差別的に取り扱われることはない。ただし、当法人の名誉・信用を毀損する行為、又は営利・政治・宗教等の目的による不正な入会は、代表理事の決定により入会を拒否又は取り消すことができる。
4. 会員の種別、入会資格・要件・手続、会費、特典その他の詳細は、別に定める「会員規程」による。
5. 会員管理・コミュニケーション・寄付履歴等は、クラウドベースの会員管理システムを通じて統合的運用し、会員自身による情報閲覧・更新・トークン確認等が可能な仕組みを導入する。

(会員の退会)

第 33 条 会員は常時、任意で退会でき、退会意思は書面にて代表理事へ提出する。

2. 一度退会した会員が再度入会を希望する場合は、改めて所定の手続を経るものとする。
3. その他の退会に関する事項は、別に定める「会員規程」による。

第 6 章 寄付金

(寄付金の受け入れ)

第 34 条 当法人は、その目的に賛同する個人又は団体から、金銭その他の財産の寄付を受け入れることができる。

2. 寄付金には、用途を特定しない一般寄付金、用途を特定した特定寄付金、及び法人が募集に際して用途を定めた募集特定寄付金を含むものとする。
3. 寄付金の募集にあたっては、寄付の目的、用途、募集方法及び結果の公表について、社員総会の承認を得るものとする。
4. 寄付金の受け入れに際しては、寄付者に対して領収書を発行し、当法人の会計帳簿に適切に記録するものとする。
5. 寄付金の用途及び収支については定時社員総会に報告し、寄付者に対しては年次報告書に含め、活動報告又は収支報告を交付するものとする。また、寄付金の総額及び用途の概要については、WEB サイトを通じて一般に公表し、透明性の確保に努める。
6. 寄付者に対して、寄付の対価として特別な利益や便宜を供与することは行わない。ただし、

感謝の意を表すため、活動報告・感謝状の発行・イベント招待等を行うことができる。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3. 当該書類の閲覧は、クラウドシステム上でのPDFファイルによる提供をもって、これを代替することができる。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(余剰金の不分配)

第38条 当法人は、余剰金の分配を行わない。

2. 全ての収益は、当法人の目的達成及び公益的活動の推進に充てられるものとし、構成員に対する私的な利益の供与を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 本定款の変更は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって行うものとする。

(解散)

第40条 当法人は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議、その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月末日までとする。

(共創パートナーとの連携)

第43条 「共創パートナー」とは、会員である「協賛法人会員」とは異なり、当法人と共働で企画・運営・実施・社会的実装等を行うプロジェクトや事業において、対等かつ戦略的な公益的活動のために連携する法人・団体のことをいう。

1. 当法人は、その公益的活動の持続可能性を高めるため、他の法人・団体(共創パートナー)との間で、業務の委託・受託、ライセンスの提供・取得、共同企画・事業等を行う。
2. 連携にあっては、協定書・契約書又は覚書等により、連携内容・役割・対価・情報管理等を明確に定める。
3. 当該連携により得られた成果・収益は、当法人の公益活動目的に資する範囲で適正に使用され、その概要は必要に応じてWEBサイト等により公表される。

(トークン等の取扱)

第44条 当法人は、その理念及び活動方針に基づき、学習や社会参加に取り組む児童生徒、及び当法人の目的に共感し支援や協力を行う地域の関係者等に対し、その努力・成長・貢献性などに応じて、表彰・記念品・称号・ポイント・その他の象徴的なインセンティブ(以下「トークン等」という。)を付与することができる。

2. トークン等は、金銭を介さない象徴的手段として、次に掲げる目的に基づき運用する。

- (1) 児童生徒の学習・課題への取り組み・社会参加等における努力・成長を可視化し、自己効力感・達成感を高める強化子、経済リテラシーの育みとして運用する。
 - (2) 児童生徒・支援者・協力者・地域住民等の公益的活動に対し、称号・記録・証明等により象徴化し、感謝・信頼・役割意識の強化子として運用する。
 - (3) 個人の努力・貢献実績を、社会的信用・承認資本として蓄積・可視化し、キャリア形成や役割継承を支援する象徴的な手段であり、法的・経済的な報酬とは一切関係しない。
 - (4) 地域連携施設・協力企業・催事等における参加証明や限定特典との交換手段にて運用する。
 - (5) 法人の理念・価値観への共感をトークン化し、継続的関与を促す内発的動機付け触媒として運用する。
 - (6) 地域資源・活動・関係性を象徴的に流通させる触媒物として、応援経済・参加型経済の基盤として運用する。
3. トークン等は、換金性・譲渡性・市場性を一切有しない非金融的・象徴的手段であり、仮想通貨・電子マネー等とは異なる。
4. その運用は、教育的・社会的価値の可視化手段であり、金融商品ではなく、個人の努力・成長・貢献性を可視化し、社会的信用や自己肯定感の形成・深化に寄与することを目的とする。
5. トークン等の発行及び管理にあたっては、個人情報保護法その他、関連法令を遵守し、児童生徒等の個人情報を取り扱う場合には、保護者の同意を得た上で、適切な管理体制のもとで運用する。また、技術的な安全性・改ざん防止・アクセス制限等については、クラウド管理システムの運用規程に基づき、定期的な監査及び検証を行う。

(反社会的勢力の排除)

第 45 条 当法人は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これを排除する。

2. 当法人は、反社会的勢力からの不当要求を断固拒絶し、関係が疑われる者が関係者に含まれる場合は、関係機関と連携し法的な取り扱いを含め適切な措置を講じる。

(法令の準拠)

第 46 条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。